

特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る 道路占用許可の確認事項

占用主体	<p>次のいずれかの者が一括して占用するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体又は道路協力団体 ・ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 ・ 都市再生推進法人又は地域再生推進法人等 ・ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用(地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上利用に係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの)の実施主体(商店街振興組合、商工会等を含む。) 				
占用の場所	<p>道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">車道以外の道路の部分であり、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等でないこと</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">道路の交差・接続・屈曲する部分以外であること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">視覚障害者誘導ブロックとの間に十分な距離が確保されていること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">歩道上の場合、歩行者の通行のための幅員(交通量が多い場合は3.5m以上、それ以外の場合は2m以上)が確保されていること</td> </tr> </table>	車道以外の道路の部分であり、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等でないこと	道路の交差・接続・屈曲する部分以外であること	視覚障害者誘導ブロックとの間に十分な距離が確保されていること	歩道上の場合、歩行者の通行のための幅員(交通量が多い場合は3.5m以上、それ以外の場合は2m以上)が確保されていること
車道以外の道路の部分であり、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等でないこと					
道路の交差・接続・屈曲する部分以外であること					
視覚障害者誘導ブロックとの間に十分な距離が確保されていること					
歩道上の場合、歩行者の通行のための幅員(交通量が多い場合は3.5m以上、それ以外の場合は2m以上)が確保されていること					
施設の構造	<p>道路の構造に支障を及ぼさないものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">倒壊、落下等のおそれがないこと</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">必要以上の易燃性や爆発性の物件、悪臭や騒音等を発する物件を用いるものでないこと</td> </tr> </table> <p>自己の店舗前の外に及ぶなど、必要以上の規模となっていないこと</p> <p>意匠、色彩等により、脇見運転等を引き起こすものでないこと</p> <p>車両運転者の横断者や標識等への視認性を妨げるものでないこと</p> <p>周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと</p>	倒壊、落下等のおそれがないこと	必要以上の易燃性や爆発性の物件、悪臭や騒音等を発する物件を用いるものでないこと		
倒壊、落下等のおそれがないこと					
必要以上の易燃性や爆発性の物件、悪臭や騒音等を発する物件を用いるものでないこと					
営業形態	<p>特定の会員等のみを対象としたものではなく、広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであること</p> <p>公序良俗に反し、社会通念上不適当なものの売買又はサービスの提供ではないこと</p> <p>夜間や強風時には屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること</p> <p>道路の機能や道路環境の維持・向上のための清掃、除草等の措置が行われること</p>				

(注)

上記の確認事項は、特例措置を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る道路占用許可の審査において、道路管理者が確認する一般的な事項をまとめたものです。

これらの確認事項を満たす場合には、道路管理者への事前相談を行うことなく、道路占用許可を申請していただいても差し支えありません。

これらの確認事項を満たさずかどうか分からない場合は、道路管理者までご相談ください。

なお、これらの確認事項を満たす場合であっても、道路の構造又は交通への支障等の観点から、申請内容の補正等を求める場合があります。